

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕 様 書 の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	市販型車両現地外注整備共通 仕様書	入基L P S - X - 2 3 4 6 4	
		承 認	令和 6年 3月 18日
		作 成	令和 6年 3月 18日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中部高射群

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、中部高射群が行う市販型車両の外注整備に関する一般共通事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J．T．O．）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書，修理書，オーバーホール指令書，整備基準，部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

1.2.2 車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J．T．O．00－10－9）（以下，“整備基準”という。）の第1－1表に示す車両

1.2.3 市販型車両

整備基準の第1－2表に示す車両

1.2.4 道路運送車両法適用車両

道路運送車両法（以下，“車両法”という。）の規定が適用される車両等

1.2.5 道路運送車両法適用除外車両

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受ける車両等

1.2.6 走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“適用除外車両”という。）以外の車両等

1.2.7 修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合又は修理ができない場合

1.2.8 監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

1.2.9 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行う。

1.2.10 定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.11 I 検査

I 検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う検査

1.2.12 M検査

M検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う検査

1.2.13 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

1.2.14 優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

1.2.15 FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

1.2.16 自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、点検時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

品名又は件名	市販型車両現地外注整備共通仕様書
--------	------------------

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 環境基本法（平成5年法律第91号）
 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
 自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）
 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）
 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
 市販品（カタログ製品）の調達及び市販型車両支援整備の外注に係る監督及び検査について（通達）（空幕調達第215号）

b) 関連文書等

J. T. O. 00-10-1 航空自衛隊装備品等共通整備基準
 J. T. O. 00-10-9 航空自衛隊車両等整備基準
 J. T. O. 00-20B-6 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令
 J. T. O. 36-1-3 車両等の塗装及び標識
 J. T. O. 36-1-6 車両等検査要項
 J. T. O. 36-1-52 車両等の防錆処置要領

個別TO等

2 役務に関する要求

2.1 一般

この仕様書に示された法令等及び関連文書等に基づき、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源、整備工数等を経済的かつ効率的に使用して整備作業を行うものとする。

なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備作業点数を基準とし、設定する。

2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、個別仕様書で規定するほか、次による。

2.2.1 定期整備

定期整備の区分は次による。

- a) 定期点検 道路運送車両法に基づく定期点検を実施するものとする。
- b) 定期検査 整備基準に基づく定期検査を実施するものとする。
- c) 保安確認検査 道路運送車両法及び訓令の規定に基づく検査を実施するものとする。

2.2.2 付帯整備

修理等明細表（別紙様式第1）は個別仕様書で規定した作業を実施するものとする。

2.3 作業工程

この仕様書の2.2示す各工程は次による。

2.3.1 定期点検

定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び検査に関する手引きに基づき、次の工程により実施するものとする。その結果を法令等に規定されている点検整備記録簿に記入し、法令等の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、監督官に報告し指示を得た後、以下のc)及びd)の作業を実施するものとする。

- a) 受入点検
- b) 定期点検
- c) 分解検査
- d) 修理
- e) 塗装・標識

2.3.2 定期検査

定期検査は、検査要項に基づき、次の工程により実施するものとする。その結果を整備基準に規定されている車両等作業用紙に記入し、関連文書等の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、監督官に報告し指示を得た後、以下のc)及びd)の作業を実施するものとする。

- a) 受入点検
- b) 定期検査
- c) 分解検査
- d) 修理
- e) 塗装・標識

2.3.3 保安確認検査

指定自動車整備事業規則に基づき校正された検査用機械器具を用いて、保安基準に適合していることを確認し、その結果を個別仕様書で規定する場合を除き、保安検査要求票（別紙様式第2）に記入するものとする。

2.4 作業内容

2.4.1 受入点検

受入点検を外注整備受入点検表（別紙様式第3）により実施するものとする。

2.4.2 分解検査

定期点検又は定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するために必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検及び計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成部品、部品等を判定する。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行うものとする。

2.4.3 修理

修理は、官側が修理明細表に指定するほか、分解検査により判明した要修理箇所が、規定の性能を発揮するように修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行うものとする。

- a) 交換 交換を要すると判定された部品等を2.6より交換する。
- b) 組立・調整 分解検査で使用可能品と判定されたもの、又は修理及び交換により修復した部品等を車両の性能を発揮させるために適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。

2.4.4 塗装・標識

修理明細表又は個別仕様書で特に規定する場合を除き、法令等及び関連文書等に基づき実施するものとする。

2.4.5 作業の中止

車両等が整備中に、修理不能に該当すると判明した場合、修理明細表又は個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合は、作業を中止し、監督官に申し出るものとする。

2.5 履行場所

履行場所は次のうち、調達要領指定書によって示す。

- a) 契約相手方は、習志野演習場各出入口において、10km圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。
- b) 契約相手方は、武山駐屯地各出入口において、10km圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。
- c) 契約相手方は、霞ヶ浦駐屯地各出入口において、40km圏内又は片道の経路の走行時間1時間30分以内の自動車整備工場とする。
- d) 契約相手方は、入間基地各出入口において、10km圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。

2.6 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、修理明細表又は個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方において準備するものとする。
- b) 部品は通常、製造会社の純正部品とする。
- c) リビルト品（車両又は部品の製造会社が修理及び検査を実施し、使用可能とした部品）の使用は、新品部品の入手が困難な場合に実施するものとする。
- d) 整備作業において発生した修理不能品の中の使用可能な部位等が、他の組部品等の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用の際は、監督官との調整による。

品名又は件名	市販型車両現地外注整備共通仕様書
--------	------------------

2.7 機能・性能

機能及び性能は、法令等及び関連文書等に適合しなければならない。

2.8 返納

車両等の返納に当たり、当該車両等の識別等の確認及び目視による外観点検を実施し、納品書・検査調書（別紙様式第4）の処置をする。

3 品質保証

3.1 試験

車両等が規定の性能を発揮することを確認するために必要な試験を法令等の基準に適合している計測器及び検査用機器により実施するものとする。

3.2 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1のとおりとし、監督官へ提出する。

表1－提出書類

書類名	提出部数	様式
点検整備記録簿又は車両等作業用紙	1	法令等又は関連文書等による
保安検査要求票（入間基地のみ）	1	別紙様式第2
外注整備受入点検表	1	別紙様式第3
納品書・検査調書	1	別紙様式第4
その他監督官及び契約担当官の指示するもの		

4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、修理明細表又は個別仕様書で規定するものとする。

なお、交換した旧部品の返納処置に関しては、監督官又は契約担当官の指示によるものとする。

4.3 附属品及び予備品

附属品及び予備品の整備については、通常整備の対象外とする。

4.4 技術協力

契約相手方は、官側から不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討及び技術的事項に関する資料等の提出又は提示を依頼された場合、技術協力を実施しなければならない。

4.5 官側における支援

契約相手方は、車両等の搬入及び搬出に関して、通常官側の支援を受けることができるものとする。

4.6 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い、並びにその他作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.7 補償

作業に当たり、契約相手方の過失その他により生じた損害は、契約相手方の負担により速やかに復旧させるものとする。また、整備完成後の車両等は、返納後1か年以内において、機能不良及び損傷等が発生し、その原因が、契約相手方に明らかな過失があると認められた場合、契約相手方は、無償で再修理の責任を負うものとする。

4.8 疑義

この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と協議するものとする。

保安検査要求票

実施年月日 年 月 日

車 種		車 番	
測定年月日		要求部隊等	
速度計	計測速度	km/h	走行距離
	誤差	km/h	Km H
	指針の振れ	km/h	指針の振れ ±3Km/h以内
横滑量	前前輪 トーイン	mm	横滑量 (サイドスリップ) 1m走行時において、5mm以上の滑りが無いこと
	前前輪 トーアウト	mm	
	前後輪 トーイン	mm	
	前後輪 トーアウト	mm	
前照灯	光度 左	cd	光 度 (ヘッドライトテスト) ① H10.8.31以前に制作された車両は走行用前照灯にて検査 ② H10.9.1以降に制作された車両は原則、すれ違い用前照灯にて検査 四灯式……15,000cd以上(1灯につき) 四灯式以外……12,000cd以上(1灯につき)(すれ違い用前照灯が同時点灯) ① 四灯式以外……15,000cd以上(1灯につき)(すれ違い用前照灯が同時点灯しない構造) 最大光度……430,000cd以内 ② カットオフ有・照明部中心高さ1m以下……下110mm・左230mmの位置で 照明部中心高さ1m超……下160mm・左230mmの位置で 6,400cd以上 カットオフ無・照明部中心より下方・左方の位置で
	光度 右	cd	
	光軸 左	mm	
	光軸 右	mm	
警音器音量		db	振れ・上下・左右 ① 前方10mの位置で左右それぞれ270mm以内 上向き100mm以内 下向き1/5以内 ② 照明部中心高さ1m以下……下20mm～下150mm 左右270mm以内 照明部中心高さ1m超……下70mm～下200mm
機器による検査	近接排気音	db	警音器 H15.12.31以前に制作された車両……90～115db(前方2m、高さ1m)C特性 H16.1.1以降に制作された車両……93～112db(前方7m、高さ0.5～1.5m)A特性
	定常走行音	db	近接排気音 大型・小特殊車両 車両総質量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kwを超える自動車 車両総質量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kw以下の自動車 車両総質量が3.5t以下の自動車(二輪自動車を除く) H12年以前 H13年以降 110db以下 107db以下 99db以下 105db以下 98db以下
	一酸化炭素	%	定常走行音 85db以下 ※ただし近接排気音、定常走行音は規定値内であることが容易に判断できるときは騒音計を使用しなくてよい。
	炭化水素	ppm	CO・HC H10規制以降1%以下・300ppm以下、H10規制以前4.5%以下・1,200ppm以下
	黒煙	%	黒 煙 50%以下……1.7～2.5t以下(H6.8.31以前)12t超(H7.8.31以前) 40%以下……1.7～3.5t以下 (H11.6.30以前)3.5～12t以下(H11.8.31以前)12t超(H12.8.31以前) それ以降25%以下
制動力	光吸収係数	m ⁻¹	光吸収係数 (オパシメーター) H19年以降に製作された普通自動車及び小型自動車……0.80m ⁻¹ H21年以降に製作された普通自動車及び小型自動車……0.50m ⁻¹
	手動 左	kg	制動力 (ブレーキテスト) 車両重量の20%以上 車両重量……()kg 車両重量×0.2=()kg 通常は空車時の車両重量+80kg 積載している場合は車両重量+積載量+80kg 制動力の総和……車両重量の50%以上 車両重量……()kg 車両重量×0.5=()kg 後車輪の和……軸重の10%以上 後輪軸重……()kg 後輪軸重×0.1=()kg 左右の車軸の制動力の差……軸重の8%以下 前輪軸重……()kg 前輪軸重×0.08=()kg 後輪軸重×0.08=()kg 引きずり……軸重の10%以下 前輪軸重×0.1=()kg 後輪軸重×0.1=()kg
	手動 右	kg	
	手動合計	kg	
	前前輪 左	kg	
	前前輪 右	kg	
	前後輪 左	kg	
	前後輪 右	kg	
	後前輪 左	kg	
	後前輪 右	kg	
後後輪 左	kg		
後後輪 右	kg		
後輪合計		kg	
全輪合計		kg	

外 注 整 備 受 入 点 検 表

車 種			会社名
車 番			
保有部隊名			
品 名	現 数	備考 (不具合事項等を記入)	
車 検 証			
工 具 一 式			
消 火 器			
発 煙 筒			
スペアタイヤ			
外観及び内装等の異常 (有・無)			
その他特記事項			
参考事項 エンジンオイル交換日及び走行距離数 (年 月 日 km) オイルエレメント交換日 (年 月 日) 冷却水 (クーラント) 交換日及び比率 (年 月 日 %) 最新の部隊整備 (MT) 実施日 (年 月 日) 発煙筒の有効期限 (年 月 日) ※ 2 本以上の場合で有効期限が異なる場合は、 () を新たに設けて記入			
搬入日	保有部隊点検者姓階級		
年 月 日	受入会社確認者姓		
受領日	保有部隊点検者姓階級		
年 月 日			
監督官姓階級			

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	BTK-2023-12
	調達要求年月日	令和6年3月25日
	作成部課	中部高射群第1高射隊
	作成年月日	令和6年3月18日
品名	市販型車両現地外注整備共通仕様書	
仕様書番号	入基LPS-X-23464	
指定事項： 2.5 履行場所 a) 搬入搬出部隊が習志野分屯基地の場合は、習志野演習場各出入口において、10km 圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。		

注：指定事項が該当欄中に記載できない場合は、別紙をもって記入する。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	BTK-2023-12
	調達要求年月日	令和6年3月25日
	作成部課	中部高射群第2高射隊
	作成年月日	令和6年3月18日
品名	市販型車両現地外注整備共通仕様書	
仕様書番号	入基LPS - X - 23464	
指定事項： 2.5 履行場所 b) 搬入搬出部隊が武山分屯基地の場合は、武山駐屯地各出入口において、10km圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。		

注：指定事項が該当欄中に記載できない場合は、別紙をもって記入する。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	BTK-5023-12
	調達要求年月日	令和 6 年 3 月 25 日
	作成部課	中部高射群第3高射隊
	作成年月日	令和 6 年 3 月 18 日
品名	市販型車両現地外注整備共通仕様書	
仕様書番号	入基LPS - X - 23464	
指定事項： 2.5 履行場所 c) 搬入搬出部隊が霞ヶ浦分屯基地の場合は、霞ヶ浦駐屯地各出入口において、40km 圏内又は片道の経路の走行時間1時間30分以内の自動車整備工場とする。		

注：指定事項が該当欄中に記載できない場合は、別紙をもって記入する。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	BT/K-2023-12
	調達要求年月日	令和 6 年 3 月 25 日
	作成部課	中部高射群第1整備補給隊
	作成年月日	令和 6 年 3 月 18 日
品名	市販型車両現地外注整備共通仕様書	
仕様書番号	入基LPS - X - 23464	
指定事項： 2.5 履行場所 d) 搬入搬出部隊が入間基地の場合は、入間基地各出入口において、10km圏内又は片道の経路の走行時間1時間以内の自動車整備工場とする。		

注：指定事項が該当欄中に記載できない場合は、別紙をもって記入する。